

道の駅しんぐう 指定管理者募集要項

令和8年7月

たつの市産業部観光振興課

目 次

1	募集の目的	2
2	施設の概要	2
3	指定期間	3
4	施設の管理運営方針	3
5	管理の基準	3
6	指定管理者が行う業務の範囲	3
7	業務委託の制限	3
8	経費等に関する事項	4
9	応募の資格等	5
10	募集要項の配布等	5
11	指定申請書等の提出（1次審査用）	6
12	1次審査方法及び審査基準	7
13	事業計画書等の提出（2次審査用）	8
14	2次審査方法及び評価基準	8
15	指定管理者の指定及び協定に関する事項	9
16	指定管理者の履行責任等に関する事項	10
17	事業継続が困難となった場合等の措置	11
18	その他	11
19	問い合わせ先	11
別紙1	用語の定義	12
別紙2	管理物件	13
別紙3	リスク分担表	15

(別添書類)

1	道の駅しんぐう指定管理者業務仕様書	別添1
2	道の駅しんぐう申請書類様式	別添2
3	道の駅しんぐう指定管理者選定審査基準表	別添3
4	道の駅しんぐう管理運営に係る収支実績表（令和5年～7年）	別添4
5	道の駅しんぐう関係図面（概要図、平面図）	別添5
6	たつの市道の駅条例及び施行規則	別添6

たつの市（以下「市」という。）では、道の駅しんぐうの管理運営について、民間事業者等の専門性や創意工夫を活かすことにより、市民サービスの向上と経費の削減を図り、より効率的かつ効果的に設置目的を達成するため、指定管理者制度を導入しています。

そこで、指定管理者となる団体を広く公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。なお、指定管理者の指定手続きは、提案内容について、指定管理者審査委員会で審査を行い、指定管理候補者を選定後、たつの市議会での議決を経て指定管理者を指定します。

1 募集の目的

道の駅しんぐうの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及びたつの市道の駅条例（平成20年条例第49号。以下「条例」という。）第15条の規定により、以下のとおり指定管理者を募集します。

2 施設の概要

- (1) 施設名称 道の駅しんぐう
- (2) 所在地 兵庫県たつの市新宮町平野99番地2
- (3) 設置目的 道の駅しんぐうは、道路を利用するものに良好な休憩の場を提供するとともに観光情報及び地域情報を発信し、地域特産品の販売を通して、地域交流の促進及び地域の活性化に資することを目的とします。
- (4) 開設時期 平成8年12月
- (5) 全体概要
 - ア 敷地面積 4,670 m²
 - イ 延床面積 680 m²
 - ウ 建物構造 鉄骨造、地上2階
 - エ 施設詳細 展示販売コーナー、休憩コーナー、案内コーナー、エントランスホール、事務室、公衆トイレ、駐車場等
 - オ 利用者数 令和5年 延べ 65,123人
令和6年 延べ 69,768人
令和7年 延べ 76,978人

(6) 管理施設

道の駅しんぐうは、市が所管する施設（以下「市施設」という。）と道路利用者の休憩施設として兵庫県が所管する施設（以下「兵庫県施設」という。）からなり、指定管理者はその両施設を管理しています。ただし、レストラン施設とふれあい市場は対象外とします。

	敷地面積	延床面積	主な施設
全体	4,670 m ²	680 m ²	
市施設	1,280 m ²	580 m ²	展示販売コーナー、案内コーナー、エントランスホール、事務室、施設内トイレ等
兵庫県施設	3,390 m ²	100 m ²	休憩コーナー、公衆トイレ、駐車場等

※管理区分詳細として、平面図（別添5）の参考資料を添付

(7) 管理物品

管理物品一覧（別紙2）に示す管理物品を無償貸与します。

なお、管理備品の扱いの詳細については、協定で定めます。

3 指定期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日の5年間とします。
ただし、この期間はたつの市議会の議決により決定します。

4 施設の管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービス提供と効果的な施設運営を図ります。

(1) 基本方針

施設の設置目的を達成するため、創意工夫により効率的な管理運営と施設利用者により質の高いサービスを提供してください。

(2) 維持管理・運営方針

ア 施設は、利用者の安全確保を第一とし、良好な環境衛生及び正常機能の確保を目的として、定期的な保守点検を実施してください。

イ 施設機能を最大限に発揮させるため、創意工夫ある計画的な事業（イベント等の催し企画なども含む）の実施に努めてください。

ウ 親切かつ丁寧なサービス提供に努めてください。

エ 利用者の意見を聴き、利用者の満足度を高める改善に努めてください。

オ 市内地場産品の積極的な販売に努めてください。

5 管理の基準

(1) 適正な管理運営

条例及び同条例施行規則並びにその他関連法令を遵守してください。

(2) 運営に関する事項

ア 開館時間 午前9時～午後7時

イ 休館日 毎週火曜日、年末年始は12月30日～1月2日

6 指定管理者が行う業務の範囲（別添1業務仕様書参照）

- (1) 条例第16条に規定する事業に関すること。
- (2) 道の駅しんぐうの利用及び制限に関すること。
- (3) 道の駅しんぐうの維持管理に関すること。
- (4) 道の駅しんぐうの管理運営に必要な業務
- (5) 観光情報及び地域情報の発信に関する業務
- (6) 農林水産物等の特産品の展示及び販売並びに飲食物の販売に関する業務
- (7) 地域交流及び地域の振興を目的としたイベントの開催に関する業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

7 業務委託の制限

- (1) 指定管理者は、業務の全部又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- (2) 指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければなりません。

8 経費等に関する事項

(1) 利用料金に関する事項

法第244条の2第8項及び条例の規定による利用料金制度を適用します。

指定管理者は、事業遂行に際して生じる使用料、入場料等を自らの収入として収受することができます。

(2) 指定管理料に関する事項

施設の管理運営に要する経費は、利用料金収入とその他の収入をもって充てることとし、市が支払う指定管理料はありません。

(3) 納付金の設定

市に支払う納付金は、年度単位で400万円以上の金額を設定してください。

設定された納付金額は、申請書類の収支計画書（別添2様式第7号）支出項目納付金欄に記入してください。

(4) 兵庫県施設の維持管理委託金

兵庫県施設に係る清掃費等維持管理費については、別途、市が指定管理者に委託料として支払う。兵庫県施設の維持管理委託金については、現在、確定していないため、便宜上、320万円と設定し収支計画書（別添2様式第7号）収入項目兵庫県施設維持管理委託金欄に計上してください。

兵庫県施設の委託管理項目		
対象箇所	業務名	内 容
修景施設及び駐車場 エリア設備等	施設管理清掃業務 景観業務 維持管理業務	点検掃除、灌水、路面清掃、植木剪定、除草 芝刈、芝張り、廃棄物処理、剪定処分、施肥、消毒等維持管理全般
情報コーナー（休憩 所）、公衆トイレ	点検清掃、害虫駆除、消耗品交換、修繕、電気設備等保守点検	

(5) 予想される主な収支の項目

(収 入)

物産販売料、イベント売上料、施設利用料（部屋の利用料）、使用料及び手数料、レストラン施設・ふれあい市場からの電気料金及び上下水道料金、兵庫県施設の委託費

(支 出)

仕入原価、人件費、販売促進費（広告宣伝費、事業営業経費）、納付金（市への納付金）、光熱水費（電気、上下水道）、委託料（電気保安、警備保障、消防、空調設備等保守点検）、損害賠償保険、近畿「道の駅」連絡会負担金、修繕費、県施設維持管理費

9 応募の資格等

申請ができる団体の資格は、次に掲げる事項のとおりとします。

(1) 法人その他の団体であること。

申請できる団体は、団体又は複数の団体により構成された共同事業体（以下「グループ」という。）とし、法人格の有無は問いません。したがって、個人での申請はできません。また、グループで応募する場合は下記の点に留意してください。

ア グループの名称を設定し、代表となる団体を選定してください。なお、代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。

イ グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、又は単独で申請することはできません。

ウ グループで応募する場合は、共同事業体協定書（別添2様式第4号）を提出してください。

(2) 申請団体又はグループの構成団体及びその代表団体が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触することになる者

ウ たつの市税（同市税が課税されていない団体で市外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村民税）、県税、国税を滞納している者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更生又は再生開始の申立てがなされている者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは、その統制の下にある団体

カ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者がいる団体

（ア）成年被後見人又は被保佐人

（イ）破産者で復権を得ない者

（ウ）禁錮刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（エ）暴力団の構成員等

10 募集要項の配布等

(1) 募集要項

ア 配布期間 令和8年7月24日（金）～令和8年8月28日（金）

イ 配布方法 たつの市ホームページ（<http://www.city.tatsuno.lg.jp/>）からダウンロードする又は、配布場所で受け取ります。（郵便での配布は行いません。）

ウ 配布場所 たつの市産業部観光振興課
たつの市龍野町富永1005番地1

※上記配布場所にて受け取る場合の配布期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分～正午、午後1時～午後5時とします。

(2) 質問の受付

募集要項や仕様書等に関する質疑は、次のとおり受け付けます。

- ア 受付期間 令和8年8月3日(月) 午前8時30分～8月10日(月) 午後5時
- イ 受付方法 質疑がある場合、質問書(別添2様式第8号)をFAX又は電子メールで提出すること。また、提出の際は、必ず電話で書類の到着確認をすること。
なお、受付期間外の提出及び適正な手続きによらない照会(口頭、電話等)には回答しません。
- ウ 宛 先 たつの市産業部観光振興課
FAX: 0791-63-3784
E-mail: kankoshinko@city.tatsuno.lg.jp

(3) 質問に対する回答

質問書に対する回答は、令和8年8月14日(金)までに市ホームページで公表します。

なお、回答内容は、募集要項の追加又は修正とします。

1.1 指定申請書等の提出(1次審査用)

(1) 申請書類(別添2申請書類様式参照)

指定管理者の指定を目的として申請しようとする団体又はグループ(以下「応募団体」という。)は、下記の書類を提出します。

- ア たつの市公の施設指定管理者指定申請書(様式第1号)
- イ 誓約書(様式第2号)
- ウ 業務実績及び設定価格提案書(様式第3号)
- エ たつの市道の駅しんぐう共同事業体協定書(様式第4号)【グループ応募の場合】
- オ 添付書類
 - (ア) 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - (イ) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他経営内容を明らかにする書類
 - (ウ) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書並びに収支予算書
 - (エ) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
 - (オ) 現に行っている業務種類及び概要を記載した書類
 - (カ) 法人にあっては当該法人の、法人以外の場合は代表者の国税、県税、市町村税の納税証明書(直近の1年分)
加えて、たつの市内に事務所又は事業所を設けている法人、及びたつの市内において指定管理を受けている法人が応募する場合は、本市に対する法人市民税の申告書(別表を含む)の写し(直近の3年分)
 - (キ) 代表者に係る身分証明書(法人の場合は、履歴事項全部証明書)
加えて、法人の代表者が、代理人を定める場合は、権限委任を証する書類
 - (ク) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)

(2) 提出部数等

各1部

(3) 提出期間及び提出方法

- ア 提出期間 令和8年8月18日(火)～8月28日(金)
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く
- イ 提出時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
- ウ 提出場所 たつの市産業部観光振興課
- エ 提出方法 上記の提出場所に持参又は郵送すること(提出期限内に必着のこと)
郵送で提出の際は、必ず電話で書類の到着確認をすること。

(4) 無効又は失格

提出書類等が提出期限を経過してから提出された場合は無効又は失格とします。

(5) 申請に関する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(6) 申請に関する留意事項

- ア 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返還しません。
- イ 提出書類は、指定管理候補者の選定以外の用途には使用しません。
- ウ 提出書類は、たつの市指定管理者審査委員会での審査のため必要に応じ複写しますが、審査終了後市の責任で速やかに廃棄します。
- エ 提出書類は、情報公開の請求により開示する場合があります。ただし、非公開とすべき個人情報等を除きます。

1.2 1次審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

1次審査は、提出された指定申請書等提出書類の書類審査後、業務実績及び設定価格提案書に関し審査を行い、採点結果上位3者を特定します。

ただし、上位3者の特定に当たり同点の者がいるときは、該当応募者によるくじ引きにより上位者を特定します。

なお、応募者が1者の場合でも、2次審査を継続します。

1次審査の結果については、応募者に別添2様式第9号審査結果通知書(1次審査)を送付します。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する意義は認めません。

【送付日：令和8年9月2日(水)】

1次審査を通過した応募者については、2次審査として選定審査を実施します。

(2) 審査基準

1次審査は業務実績及び設定価格に関し、次に掲げる審査項目により審査を行います。

審査項目	審査対象項目	審査基準	配点
業務実績 (10点)	様式第3号	同種・類似の業務について通算10年以上の実績があること。 (※同種・類似業務の実績等から、当該業務を遂行するのに必要な知識や経験の有無について審査するもの。)	10

設定価格 (80点)	様式第3号	価格点＝納付金額（5年分の合計）÷最高納付金額（5年分の合計）×配点（80点） ※小数点第2位を四捨五入し、価格点とします。 ※最高納付金額は、全応募者から提案のあった納付金のうち、最も高かった納付金とします。 ※5年間の納付金の割合で算定し価格点とします。	80
---------------	-------	--	----

13 事業計画書等の提出（2次審査用）

- (1) 申請書類（別添2申請書類様式参照）
1次審査の通過者は、下記の書類を提出してください。
 - ア 道の駅しんぐう指定管理者事業計画書（様式第5号）
 - イ 道の駅しんぐう自主事業に関する事業計画書（様式第6号）
 - ウ 道の駅しんぐう指定管理業務収支計画書（様式第7号）
- (2) 提出部数等
各20部
- (3) 提出期間及び提出方法
 - ア 提出期間 令和8年9月7日（月）～9月14日（月）
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く
 - イ 提出時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
 - ウ 提出場所 たつの市産業部観光振興課
 - エ 提出方法 上記の提出場所に持参又は郵送すること（提出期限内に提出場所に必着のこと）また、郵送での提出の際は、必ず電話で書類の到着確認をすること。
- (4) 無効又は失格
提出書類等が提出期限を経過してから提出された場合は無効又は失格とします。
- (5) 申請に関する経費
申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
- (6) 申請に関する留意事項
 - ア 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返還しません。
 - イ 提出書類は、指定管理候補者の選定以外の用途には使用しません。
 - ウ 提出書類は、たつの市指定管理者審査委員会での審査のため必要に応じ複写しますが、審査終了後市の責任で速やかに廃棄します。
 - エ 提出書類は、情報公開の請求により開示する場合があります。ただし、非公開とすべき個人情報等を除きます。

14 2次審査方法及び評価基準

- (1) 2次審査の選定方法
2次審査として指定管理者の候補者の選定審査は、たつの市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行います。
選定の審査は、提出書類の書類審査のうえ、応募団体へのヒアリングを行います。
ヒアリングの日時、場所等については、提出期限後に別途通知します。

(2) 候補者の選定及び基準

指定管理者の選定は、選定審査基準表（別添3）により行い、1次審査による審査点を加えた得点率6割以上を有する最高得点者を最適候補者として市に報告します。

(3) 候補者の決定及び通知

市は、審査委員会による選定結果報告を尊重し指定管理者の候補者を選定し、全応募団体に結果を文書で通知します。

(4) 審査対象からの除外

- ア 審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- イ 審査委員会委員に個別に接触した場合
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- エ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- オ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- カ その他不正な行為があった場合

(5) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者としない事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を決定できることとします。

参 考）募集から運営開始までの手順とスケジュール

内 容		日 程
応 募 関 係	指定管理者募集要項の配布	令和8年7月24日～8月28日
	募集内容に関する質問の受付	令和8年8月3日～8月10日
	質問に対する回答	令和8年8月14日までに行う
	申請書等の提出	令和8年8月18日～8月28日
	1次審査の結果通知の発送	令和8年9月2日
	事業計画書等の提出	令和8年9月7日～9月14日
	指定管理応募者のヒアリング	令和8年10月14日
	指定管理者の候補者の選定結果通知	令和8年10月中旬
指定管理者の指定（市議会による議決）		令和8年12月下旬
指定管理者指定通知		令和8年12月下旬
基本協定の締結		令和9年1月上旬
指定管理者の事務引継、運営準備期間		令和9年1月上旬～令和9年3月31日
年度協定の締結		令和9年4月1日
指定管理者による管理運営業務の期間		令和9年4月1日～令和14年3月31日

15 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

市は、指定管理者の候補者に選定された団体について、たつの市議会の議決を経た後、当該候補者を指定管理者に指定します。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、市と道の駅しんぐうの管理に関する協定を締結します。
協定の主な内容は、次のとおりとします。

- ア 協定の趣旨
- イ 指定期間
- ウ 業務の範囲と管理基準に関する事項
- エ 事業計画、業務報告及び事業報告に関する事項
- オ 市への納付金に関する事項
- カ 管理物件等の扱いに関する事項
- キ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ク 指定期間満了に伴う取扱いに関する事項
- ケ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- コ 個人情報の保護及び情報公開に関する事項
- サ 適正な労働条件の確保に関する事項
- シ その他管理業務の実施に当たって必要な事項

(3) 協定後の留意事項

- ア 指定管理者の指定を受けた団体が、協定の締結までに法第244条の2第11項に規定する指定の取消しの処分を受けた場合又は関係条例に違反した場合、その指定を取り消すことがあります。
- イ 協定を締結した後、指定管理者の責めに帰すべき事由で協定を解除した場合は、損害の範囲内で双方協議のうえ、賠償金を市に納入させることとします。

16 指定管理者の履行責任等に関する事項

(1) 事業報告書等の作成及び提出

指定管理者は、業務仕様書（別添1）に基づき、事業報告書等を作成し、市に提出すること。

(2) 業務報告の聴取等

市は、指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

(3) 責任分担

経費負担の詳細については、リスク分担表（別紙3）のとおりとします。

(4) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失により、(施設名)の施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければなりません。

(5) 第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。

(6) 保険への加入

指定管理者は、その管理する業務の実施にあたり、自らのリスクに対して、適切な保険等に加えることとします。

17 事業継続が困難となった場合等の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市長は指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとします。その場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないこととします。

なお、指定管理者の責めに帰すべき事由とは、次のとおりとします。

ア 指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合

イ 指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告を拒んだ場合

ウ 協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合

エ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、市が指定管理者として不相応と判断した場合

(2) 不可抗力等による場合

風水害や地震等により不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりません。不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、市と協議することとします。

協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市長は指定の取消しを行うものとします。

18 その他

(1) 業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了後又は、指定の取消し等により、市又は次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこととします。

(2) 原状回復義務

指定管理者は、指定が終了したときは、道の駅しんぐうの当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければなりません。

(3) 納税義務

指定管理者は、法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性があるため、事前に市総務部市税課又は所轄の税務署に問い合わせてください。

(4) その他業務の実施条件等

その他業務の実施条件、業務の実施、緊急時の対応、利用料金、指定又は指定の取消し等に係る具体的な取扱いや細目的な取決めについては、協定で定めることとします。

19 問い合わせ先

住 所	〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1
担当部署	たつの市産業部観光振興課
電 話	0791-64-3156
F A X	0791-63-3784
E-mail	kankoshinko@city.tatsuno.lg.jp

別紙1 用語の定義

- (1)「指定開始日」とは、指定期間の開始日のことをいう。
- (2)「指定管理料」とは、市が指定管理者に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3)「自主事業」とは、施設の設置目的に関する本業務以外の業務で、指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (4)「指定申請書」とは、道の駅しんぐうの指定管理者の選定に当たり、指定管理者が提出した指定申請書の関係書類のことをいう。
- (5)「年度協定」とは、本協定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (6)「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (7)「利用料金」とは、利用者が施設の利用の対価として指定管理者に支払う施設利用料のことをいう。

別紙2 管理物件

1 管理施設

区 分	階	用 途
管理する主な たつの市所有 の建物	1	展示販売コーナー (1)
		展示販売コーナー (2)
		事務室
		案内コーナー
		エントランスホール
		通路
		施設内トイレ、階段等
	2	展示販売コーナー (多目的ホール)
兵庫県所有 の建物 (休憩施設)	1	休憩コーナー
		公衆便所 (男子用小 2、大 1、女子用 4、多目的用 2)

2 管理物品

種 類	数 量	備 考
片袖机	2	SD-S106S3
応接台	1	
平机	1	RT-187W
折畳椅子	3	
丸椅子	2	
書棚	2	SF-A4264
陳列棚	1	LS210H
食器戸棚	1	BK-1M
ロッカー	1	PLK-4425F11
ロッカー	1	LK-2M
金庫	1	ITS-SD
手提げ金庫	1	CB-3N
保管庫	1	S-360FI
書架	1	LB-7864
書架	1	
エアコン (ミニハウス)	1	
POS レジスター	2	

販売用ワゴン	1	47590RZ
ポリ袋掛けカート	1	
ミニハウス	1	
物置	1	YMZV-15
有線機器	1	
脚立(大)	1	SP-36N
レターケース	1	SK-AB
レターケース	1	C 型 A41C-G5M
傘立	1	
行事板	1	FB-23MMT
冷蔵オープンケース	1	SEA45D1-084B4
パンフレットスタンド	1	ZR-P26
パンフレットスタンド	1	ZR-PS70
スモーキングスタンド	1	
台車	1	TK-10
時計	1	
掃除機	1	BSC-WD500
プレハブ屋根付き冷凍冷蔵庫	1	日軽パネルシステム(株) 1 坪タイプ
レジ台	1	レジカウンター1 式 日軽パネルシステム(株) 1 坪タイプ
カウンター	1	
ローテーブル	1	
ショーケースカウンター	2	レジカウンター1 式 700×1400×H680 600×920×H705
コーナーカウンター	1	
商品陳列台	2	
商品陳列台	2	
商品陳列台	1	600×750×H635
商品陳列台	1	600×1050×H550
販売用陳列台	1	RZ-150F
販売用陳列台	1	88700RZA

別紙3 リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増減		○
法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更	○	
施設・設備の損傷等	指定管理者の故意又は重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（1件60万円未満のもの）、備品、什器類の修繕及び更新		○
	備品、消耗品の盗難・紛失		○
第三者への賠償	指定管理者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	○	
保険	火災保険の加入	○	○
	利用者等にかかる保険の加入		○

※本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、たつの市と指定管理者が協議のうえ決定します。